

意見公募要領

1 意見公募対象

〈省令案〉

- ・電波法施行規則等の一部を改正する省令案（別添 1－1）
- ・電波法施行規則等の一部を改正する省令案（様式部分のみ）（別添 1－2）

〈告示案〉

【新設】

- ・再免許の申請を免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間に行うことができる無線局を定める告示案（別添 2）

【廃止及び新設】（別添 3～8）

- ・船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類を定める告示案（別添 3）
- ・安全通報の発信に関する報告の手続を定める告示案（別添 4）
- ・電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第二項の申請書及び同項第四号の事業計画の記載事項のうち、特に公表することが適当である事項を定める告示案（別添 5）
- ・変更検査を要しないこととする無線設備の変更の工事を定める件（別添 6）
- ・無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件（別添 7）
- ・無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件（別添 8）

【一部改正】（別添 9～14）

- ・無線設備の設置場所の変更検査を受けることを要しないアマチュア局の無線設備を定める等の件（昭和五十八年郵政省告示第五百三十二号）の一部を改正する告示案（別添 9）
- ・無線従事者養成課程の実施要領を定める件（平成五年郵政省告示第五百五十三号）の一部を改正する告示案（別添 10）
- ・簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める等の件（平成六年郵政省告示第四百五号）の一部を改正する告示案（別添 11）
- ・無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件（平成十一年郵政省告示第三百号）の一部を改正する告示案（別添 12）
- ・申請又は届出を電子申請等により行う場合において、電磁的記録を送信することにより提出することができない書類等を定める件（平成二十一年総務省告示第三百二十五号）の一部を改正する告示案（別添 13）
- ・エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に

係る取扱いを定める件（平成二十四年総務省告示第百二十三号）の一部を改正する告示案（別添 14）

【廃止】（別添 15～16）

- ・ 総務大臣又は総合通信局長が発給する証票の様式等を定める件等を廃止する件（別添 15）
- ・ 無線局免許手続規則の規定により既に提出された免許の申請書に添付した工事設計書の写しを総務大臣に提出する場合の手続等を定める件等を廃止する件（別添 16）

〈訓令案〉

- ・ 電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を改正する訓令案（別添 17）

※新旧対照表の現行条文のうち、網掛け箇所については別の意見募集案件（案件番号及び意見募集期間は、下表のとおり）による改正案文を記載しております。（下表の改正案は平成 29 年 10 月施行を予定しているところ、網掛け箇所にかかる本件意見募集による改正案の施行は、その後となることが予定されているためです。）

網掛け箇所にかかる現時点での条文については、下記の意見募集における新旧対照表の現行欄をご参照下さい。

網掛けの色	意見募集案件番号	意見募集期間
黄色	145208942	平成 29 年 5 月 30 日～6 月 28 日

2 意見公募の趣旨・目的・背景

総務省では、従来より無線局免許申請等に係る電子申請の普及・促進に取り組んでいます。この中で、電子申請における入力様式が書面の申請書等の様式と全く異なることから、免許人等にとって記載方法がわかりづらく、不備訂正等のために処理に時間を要していることが課題となっています。

今般、電子・書面共によりわかりやすい様式の制定や各種手続の明確化を行うことにより、電子申請の利便性の向上等による電子申請の更なる普及を図るための制度整備を行うため、省令案等を作成したものです。また、無線局監理に係る規制緩和を行うことにより、無線局に係る各種申請や運用について免許人等の利便性の向上等を図るための制度整備を併せて行うものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-Gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：kikaku1_atmark_soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 あて

※スパムメール防止のため、「@」を「_atmark_」としております。送信の際には、恐れ入りますが、「@」に変更の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

（４）FAX を利用する場合

FAX 番号：03 - 5253 - 5940

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

平成 29 年 9 月 30 日（土）から平成 29 年 10 月 30 日（月）まで

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しま

すので、あらかじめ御了承ください。

- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見